

〔様式5〕 処分基準（行政手続条例適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5条_環1	環境生活部	次世代エネルギー室	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則	サレカノエネルギ-チイキヨウケイクシセ`イ`ヨウレイシヨキク	9-3	認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定の取消し	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第9条第3項	30301	
5条_環2	環境生活部	次世代エネルギー室	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則	サレカノエネルギ-チイキヨウケイクシセ`イ`ヨウレイシヨキク	13-4	再生可能エネルギー源を変換して得られる電気を専ら開発区域内に所在する家屋において消費するものとしての認定の取消し	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則第13条第4項	30302	
5条_環3	環境生活部	次世代エネルギー室	太陽光発電施設の設置等に関する条例	タイヨウクワハツデン`シセツ`セツチウキカ`ルジ`ヨウレイ	9	設置規制区域内における設置の許可の取消し	・太陽光発電施設の設置等に関する条例第9条第1号～第4号 ・太陽光発電施設の設置等に関する条例手引書	30303	
5条_環4	環境生活部	次世代エネルギー室	太陽光発電施設の設置等に関する条例	タイヨウクワハツデン`シセツ`セツチウキカ`ルジ`ヨウレイ	18	事業者に対する措置命令	・太陽光発電施設の設置等に関する条例第18条 ・太陽光発電施設の設置等に関する条例手引書	30304	
5条_環5	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ`イホ`クジ`ヨウレイ	20-1	計画変更又は廃止の命令	届出に係る特定施設から発生し、及び排出され、若しくは飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるとき	30401	
5条_環6	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ`イホ`クジ`ヨウレイ	24-1	改善命令等	届出に係る特定施設から発生し、及び排出され、若しくは飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるとき	30402	
5条_環7	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ`イホ`クジ`ヨウレイ	42-2	改善命令等	届出に係る特定事業場から発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認められるとき	30405	
5条_環8	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ`イホ`クジ`ヨウレイ	46-1	計画変更又は廃止の命令	特定事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しないと認めるとき	30406	
5条_環9	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ`イホ`クジ`ヨウレイ	50-2	改善命令等	特定事業場から発生する悪臭が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認めるとき	30407	
5条_環10	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ`イホ`クジ`ヨウレイ	55-1	計画変更又は廃止の命令	公害防止条例施行規則(平成7年宮城県規則第79条) 第11条	30408	
5条_環11	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ`イホ`クジ`ヨウレイ	55-2	計画変更又は廃止の命令	揚水設備により採取する地下水の状況、代替水源の状況、当該地域の地盤沈下の状況その他の理由により、地下水の採取量を減少させ、又は他の水源からの水の供給を受けさせることが適当であると認めるときは、構造等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。	30408	

[様式5] 処分基準（行政手続条例適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5条_環12	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ イホウジヨウレイ	59-2	措置命令	地下水採取規制地域において総合的に判断して、地下水の採取を制限しなければ、地盤の沈下が更に進行し、又は地盤の沈下が発生するおそれが著しいと認めるときは、揚水設備に係る地下水の採取量を削減し、又は水源を転換すべきことを勧告することができ、勧告に従わない時は措置を命ずることができる。	30409	
5条_環13	環境生活部	環境対策課	公害防止条例	コウガ イホウジヨウレイ	64-2	改善命令等	飲食店営業等を営む者が規制基準等に違反することにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき	30410	
5条_環14	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	動物の愛護及び管理に関する条例	ドウブツノアイゴ 及び カンリニカスルジヨウレイ	12	措置命令	動物の愛護及び管理に関する条例第12条	30702	
5条_環15	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フグノシヨリウケセニカスルジヨウレイ	16条1項及び2項	ふぐ処理者免許の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偽りその他不正の手段により免許を受けた者であることが判明したとき</li> <li>・条例第6条2号に該当することとなったとき</li> <li>・条例第7条各号に該当することとなったとき</li> <li>・条例第15条の規定に違反したとき</li> <li>・ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき</li> </ul>	-	
5条_環16	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フグノシヨリウケセニカスルジヨウレイ	16条2項	従事停止命令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第7条各号のいずれかに該当することとなったとき</li> <li>・条例第15条の規定に違反したとき</li> <li>・ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき</li> </ul>	-	
5条_環17	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	ふぐの処理等の規制に関する条例	フグノシヨリウケセニカスルジヨウレイ	19条	受験の停止又は合格の取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験者が条例第17条1項に基づくふぐ処理者試験に関して不正の行為をしたとき</li> </ul>	-	
5条_環18	環境生活部	廃棄物対策課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	トシヤトウノウマテトウニカスルセニカスルジヨウレイ	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置命令</li> <li>・土砂等の埋立て等の停止命令</li> </ul>	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく行政処分の実施等に関する要綱第3条	30801	
5条_環19	環境生活部	廃棄物対策課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	トシヤトウノウマテトウニカスルセニカスルジヨウレイ	21-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可取消</li> <li>・土砂等の埋立て等の停止命令</li> </ul>	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく行政処分の実施等に関する要綱第4条、5条、6条	30802	
5条_環20	環境生活部	廃棄物対策課	土砂等の埋立て等の規制に関する条例	トシヤトウノウマテトウニカスルセニカスルジヨウレイ	23	土砂等搬入禁止区域の指定	土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく行政処分の実施等に関する要綱第8条	30803	
5条_環21	環境生活部	消費生活・文化課	県民会館条例	ケンミンカイカンジヨウレイ	11	使用許可の取消し等	<p>使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.この条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。</li> <li>2.詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。</li> <li>3.第九条第三項の条件に違反したとき。</li> <li>4.前三号に掲げる場合のほか、会館の管理上特に必要があると認められるとき。</li> </ol>	31101	